



事務所便り

平成 25 年 4 月号

特定社会保険労務士・行政書士

重村行政労務管理事務所

ご連絡先：〒235-0021

：横浜市磯子区岡村 7-8-15-102

電話・FAX：045-754-3412 携帯：070-5542-1466

E-mail：shigemura.office@etude.ocn.ne.jp

●2013年4月1日から施行される法律

新年度に入り次の新しい制度が始まります。

1. 改正雇用契約法

改正法は、有期労働契約の期間の定めのない労働契約への転換・期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止などを定めており、同じ職場で5年を超えて働いた場合、本人の希望に応じて無期限の雇用に転換できるとしたほか、無期と有期との待遇に不合理な格差を設けてはならないとした。

2. 改正高齢者雇用安定法

年金の支給開始年齢の引き上げに伴って、退職年齢を引き上げることが必要となる。最終的には65歳までの引き上げが必要となる。

3. 障害者雇用

企業は常用労働者数の一定割合(障害者雇用率)以上の身体障害者または知的障害者を雇用することが義務付けられる。この障害者雇用率は現在 1.8%だが、平成 25 年 4 月から 2.0%へ引き上げられる。障害者雇用率を達成できなかった場合、常用労働者数が 200 人超の企業は、不足数 1 人につき、原則として月額 50,000 円(300 人以下の企業は当面 40,000 円)の障害者雇用納付金を支払う必要がある。

4. 中小企業金融円滑化法の期限到来に備えて

中小企業の資金繰りを支援する円滑化法が3月末で期限切れとなったが、政府は今迄どおり支援する姿勢を明らかにしている。

5. 各種値上げの開始

小麦の政府引き渡し価格、電気料金、食用油等の値上げが実施される。

●韓国サイバー攻撃と福島原発とネズミ

2013年3月20日春分の日、韓国で銀行や放送局の

コンピュータシステムが大規模な障害に見舞われた。韓国では、過去に似たような事件が何度か発生している。2009年7月には韓国全土のインターネットを麻痺させ国民生活に大きな影響が出た攻撃が行われた。



日韓で暗躍する
ラット(鼠)?

韓国での事件で暗躍したのは北朝鮮発の RAT(ラット:ドブ鼠)と呼ばれる遠隔操作ウイルスである可能性が高いと見られている。

日本に目を移すと、同じ3月20日、福島原発での大規模停電は配電盤に侵入した一匹のねずみ(ラット)だったと報じられた。日韓両方で一匹のねずみに悩まされた日になったことは間違いなさそうである。

さて、「日本でも、今後この種のサイバー攻撃は起こりえる」と予測される。日本各地で企業内に侵入し暗躍しているラット(ドブ鼠)は、多く存在しているとみられている。つまり、ある面でいえば既に仕掛け(トロイの木馬)は終わっているとも考えられる。いつサイバー攻撃の脅威が顕在化してもおかしくない。

●米空母、中東から移動…朝鮮半島緊張の激化



米空母
ジョン・C・ステニス

北朝鮮が韓国、米国への挑発の度合いを強める中、米海軍がアラビア海などで展開していた空

母「ジョン・C・ステニス」を、米海軍第7艦隊の管轄エリアに移動させたことが30日、分かった。



ステルス爆撃機
B2

先般は米韓合同演習にステルス爆撃機B2の参加も報じられており、軍事衝突の可能性もささやかれるようになってきた。

●雇用流動阻害、非正規との格差… 日本の正社員解雇、厳しい規制に問われる改革

政府の規制改革会議が示した主要論点に「雇用」が盛り込まれた。焦点は解雇規制を緩和し、「金銭補償による雇用契約の終了」を認めるかどうかである。経済協力開発機構(OECD)によると、日本は正社員の解雇が先進国で最も厳しく規制され、それが産業活性化に不可欠な雇用の流動化を阻害しているという状況がある。日本では民法上、解雇は原則自由だが、判例で解雇権の乱用は認めていない。過去の判例が解雇を厳しく制限し、企業が整理解雇を実施するには「4要件」と呼ばれる条件を満たす必要がある。

4要件とは(1)人員削減の必要性(2)解雇回避の努力の有無(3)対象者選定の合理性(4)手続きの妥当性一だ。企業が安易に社員を解雇することは許されない。

そこで浮上しているのが、金銭補償で雇用契約を終了させることのルール化である。金銭補償による雇用終了の仕組みを明文化し、裁判などに頼らない雇用制度の確立を目指すものだ。欧米では一般だが、そして何よりも解雇規制を緩和すれば、雇用の流動化が進んで新たな雇用が生み出される。現在は規制が厳しいために社員として雇うことを躊躇(ちゅうちょ)している面が大きい。これでは若年者の雇用も進まない。社員の「新陳代謝」を通じて雇用の流動化を促し、雇用創出につなげる意味合いは大きい。今後の議論が注目される。

●2018年度から精神障害者の雇用を義務化へ
厚生労働省は、2018年4月から企業に精神障害者の雇用を義務付ける方針を決定した。4月にも障害者雇用促進法の改正案を国会に提出する。これにより法定雇用率が上昇するが、当初5年間については障害者雇用の状況や国の支援体制などを考慮して上昇幅を抑えることも検討されている。

●国民負担率が微減の見通し 40.0%に

財務省は、2013年度における「国民負担率」(所得に占める税・社会保障の負担割合)が40.0%(前年度比0.2ポイント減)となるとの見通しを発表した。負担率の内訳は、税負担が22.7%、社会保障負担が17.3%となる。

●産業競争力会議『産業の新陳代謝の促進』

日本経済再生には世界の(特にアジアの)成長を取り込むグローバル競争に勝ち抜く体制と環境づくりが必要との観点から以下の産業構造改革を5年間の集中改革として実行し、新陳代謝を促進し成長を図る。

我が国の産業構造の問題点

1. 同一業界で過剰なプレーヤーによる国内過当競争(消耗戦)
 2. 国内消耗戦で疲弊した状況での過酷なグローバル競争で苦戦
 3. 安易な敗者復活(ゾンビ企業の滞留)で自由競争が阻害(再び国内予選)
 4. 低い資本効率経営に寛容な社会・経営者・投資家
 5. 雇用問題による制約が大(雇用維持目的だけの不採算事業継続)
 6. 立地競争力低下(6重苦)による空洞化、対内直接投資低迷
 7. 新たな産業(事業)の創出が不十分(技術で勝ってビジネスで負ける)
 8. 低い産業の流動性(起業・廃業・既存企業による新事業・M&A)
 9. 官製市場の硬直性(全国一律主義による弊害、新陳代謝が阻害)
- ⇒ 上記の結果として産業の新陳代謝が起こらず、長期的に経済成長を通じた雇用機会の拡大につ

ながらない。

制 度	改正高年齢者 雇用安定法	企業に61歳～65歳までの希 望者全員の雇用が義務付け
	厚生年金	男性の支給開始年齢が61歳
	改正犯罪収益 移転防止法	銀行口座開設、振込などにお ける本人確認事項の増加
	改正雇用契約法	期間雇用労働者の格差の是正、5 年以上の労働者は正規雇用へ
	再生可能エネル ギーの買い取り 価格	家庭用太陽光発電の買い取り価 格1Kw 時38円
	小型家電リサイ クル法	携帯電話、パソコンなどに使用さ れているレアアースの回収
暮 ら し	輸入小麦	政府の売り渡し価格9.7%値上
	食用油	大手製油メーカー1キログラム当 たり30円以上値上
	電気料金	標準家庭で24~131円の値上
	ガス料金	都市ガス4社が72~104の値上
	自賠責保険	保険料が平均13.5%値上
	国民年金	保険料が月額60円アップし15,040 円へ
	教育資金の贈与 税	祖父母が孫へ1人当たり1500万 円まで非課税

これらの解決が急務としている。